

農業委員会委員

一般選挙

投票日

7月10日(日)

投票時間

午前7時～午後7時

任期満了に伴う登米市農業委員会委員一般選挙が、7月3日に告示され、7月10日に投票が行われます。

◇投票できる人

平成23年3月31日確定の登米市農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人
▼登米市に住所を有する人

※1月1日以降に市内転居した人は、前住所地の投票所で投票することになります。

市外へ転出した人は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されていても投票できません。

▼登米市農業委員会委員選挙人名簿の確定日(平成23年3月31日)に満20歳以上の人

▼10アール以上の農地の耕作を営む人

▼10アール以上の農地の耕作を営む人の同居の親族配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

▼10アール以上の農地の耕作を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

◇不在者投票

指定施設(病院や老人福祉施設など)に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

◇投票時間

午前7時～午後7時

◇選挙区および投票所

選挙による委員の定数は40人で、選挙区ごとの選挙となり、投票は、市内29カ所に設けられた投票所で行われます。選挙区および投票所は、下記一覧のとおりです。入場券に記載してある投票所で投票してください。

◇期日前投票

投票日に仕事や旅行などの用事で投票できない場合は、その前に投票ができます。

【期間】

7月4日(月)～7月9日(土)

【時間】

午前8時30分～午後8時

【持参するもの】

入場券

【投票場所】

下記投票所一覧のとおり

登米市農業委員会委員一般選挙 選挙区および投票所一覧

選挙区(定数)	投票区	投票所
迫(5)	1	登米市迫公民館
	2	登米市立森小学校
	3	登米市北方公民館
	4	登米市新田公民館
	5	板橋集落センター
	期日前	登米市役所迫庁舎
登米津山(3)	1	登米市役所登米庁舎
	2	津山老人福祉センター
	3	登米市津山公民館
	期日前	(登米)登米市役所登米庁舎 (津山)津山老人福祉センター
中田(9)	1	石森ふれあいセンター
	2	宝江ふれあいセンター
	3	上沼ふれあいセンター
	4	浅水ふれあいセンター
	期日前	中田保健福祉会館
豊里(4)	1	豊里鴉波コミュニティセンター
	2	登米市豊里公民館
	3	仲町・川前地区集落センター
	4	豊里竹花地域活性化センター
		期日前
石越(3)	1	登米市石越総合支所
	期日前	登米市石越総合支所

【問い合わせ】市選挙管理委員会事務局
☎0220(22)2198

選挙区(定数)	投票区	投票所
東和(3)	1	登米市米谷公民館
	2	登米市米川公民館
	3	登米市東和勤労青少年ホーム
	期日前	登米市東和総合支所
米山(8)	1	登米市善王寺コミュニティセンター
	2	登米市吉田公民館
	3	米山農村環境改善センター
	4	宮城県米山高等学校
	5	登米市中津山公民館
	期日前	登米市米山総合支所
南方(5)	1	登米市南方公民館
	2	南方老人福祉センター
	3	南方就業改善センター
	期日前	登米市役所南方庁舎

入場券に記載されている投票所をご確認ください

事業を募集します！全市型&パートナーシップ型

平成24年度地域協働のまちづくり事業



1 募集事業の概要

地域協働まちづくり事業は、市民活動団体と市が協力し合い、地域の特色を生かす事業や地域のさまざまな課題を効果的に解決する取り組みを支援するものです。

2 募集事業の要件

■市民活動団体の要件

- ①市内に活動の拠点を有していること
- ②政治活動宗教活動または営利を目的としていないこと
- ③構成員が5人以上であること
- ④運営や組織に関する規約または会則を定めていること

■事業の要件

- ①市民・社会全体の利益につながるもの(公益性)
 - ②独自性があり実現可能なもの(現実性)
 - ③市と連携する内容を含むものもしくはその可能性が高いもの(協働の的確性)
 - ④計画・経費に妥当性があること(妥当性)
 - ⑤波及効果・展開が期待できるもの(発展可能性)
- すべての要件を満たす必要があります。

3 募集事業の区分

- 【1】全市型…総合支所の枠を超え、複数の総合支所管内の地域を対象とする事業
- 【2】パートナーシップ型…市が主体的に担うべき内容で、団体と市の役割分担を明確にするパートナーシップ協定を締結して行う事業

4 補助金および補助率

- 【1】全市型 補助率9/10以内で、単年度を原則として100万円を上限に補助。実施期間が複数年度にわたる場合は、補助率を2年目7/10以内、3年目5/10以内とし、補助対象期間は最大3年とします。
- 【2】パートナーシップ型 補助率10/10以内で、単年度を原則として100万円を上限に補助。実施期間が複数年度にわたる場合は、同補助率で補助対象期間は最大3年とします。

5 事業の決定

審査会の審査および検討を経て、補助金を交付することが適当であると認められる事業を決定します。

6 申込方法・期限

各総合支所に設置している申請書に記入の上、10月31日(月)まで申し込みください。また、申し込みの際は、事業内容・申込方法についての説明をしますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】企画部市民活動支援課 ☎0220(22)2173 FAX0220(22)9164



数カ月ぶりのお手入れで、お肌にも潤いが

言葉にしよう！ 災害時における 女性たちの「困難」

東日本大震災から間もなく4カ月を迎えます。市では現在も、市内12カ所の避難所を開設しています。長期化する避難所での生活

シリーズ 男女共同参画 ① ～男と女がともに輝くまちづくり～ 女性の視点から 被災者女性を支援 ～えがおねっと～

このシリーズでは、市民の皆さんに男女共同参画社会について理解を深めてもらうため、市の推進事業の様子や各団体の活動状況などを紹介します。

では、女性ならではの不安や心配事は個人の問題として考えられることが多く、「生理用品が足りない」「着替える場所がない」などの悩みについては言い出しづらい状況となっていました。

このような状況を知り4月1日に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」策定委員の5人の女性が、避難所の女性ならではのニーズに対応しようと、ボランティア団体「えがおねっと」(須藤明美代表)を立ち上げました。

「えがおねっと」では、全避難所の中学生以上の女性を対象に、下着や化粧品などのアンケート調査を行い、個別ニーズを調べ企業などに支援物資の協力を呼び掛けたほか5月19日から4回にわたり化粧品を取り扱う企業の協力のもと、「わたしをいたわろう」と題し、市内8カ所の避難所でフェイスマッサージやハンドマッサージなどの女性の視点に立ったサービスを行いました。

【問い合わせ】

企画部市民活動支援課
☎0220(22)2173